

導入すべき労働調停についての主要な論点

- 1 対象となる紛争 資料64 [4]
 - (1) 個別的紛争を念頭に置いて制度設計をする考え方
 - (2) その他の考え方（集团的紛争も念頭に置くか等）

- 2 事物管轄（簡易裁判所とするか、地方裁判所とするか）
 - (1) 管轄する裁判所 資料64 [6]
 - ・ 主として簡易裁判所の管轄とする考え方（現行の民事調停手続と同様）
 - ・ 主として地方裁判所の管轄とする考え方
 - ・ その他
 - (2) 労働調停と簡易裁判所の一般民事調停の選択の可否 資料64 [5]

- 3 土地管轄（申立人の住所地での申立ての可否） 資料64 [6]

- 4 専門家調停委員
 - (1) 必要とされる専門性の内容 資料64 [7]
 - ・ 労働法に関する知見（法令、判例等）
 - ・ 労働関係の実情に関する知見（労働関係の制度、技術、慣行等）
 - ・ 労働関係に関する調整力（労使の均衡点を見い出す勘、感覚等）
 - ・ 自然科学に関する知見（労働災害等に関連する医学、先端的な産業技術等）
 - ・ その他の知見
 - (2) 専門家調停委員の性格
 - ・ 中立公平な第三者
 - ・ 労使の代表者
 - (3) 専門家調停委員の供給源 資料64 [11],[12],[15]

- 5 訴訟との連携
 - (1) 調停前置の要否 資料64 [16]
 - (2) 職権による付調停の活用等 資料64 [17]
 - (3) 調停不成立の場合の取扱い（調停手続で提出された資料等の訴訟での取扱い等） 資料64 [18]

- 6 調停の成立を促進するための仕組み 資料64 [20]
 - (1) 調停委員会が定める調停条項の制度等の導入
 - (2) 調停に代わる決定等の活用
 - (3) その他